

寒川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 10 号

寒川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成 26 年寒川町条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。